

# 福井県報

第 114 号  
令和 2 年  
10月6日(火)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※建築基準法施行細則の一部を改正する規則(四九・建築住宅課)……………二

告 示

- 有害な興行の指定(三五〇・県民安全課)……………五
- 土地改良区の定款変更の認可(三五二・丹南農林総合事務所)……………五
- 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(三五二・土木管理課)……………五
- 福井県立図書館の複写手数料の徴収事務委託(三五三・県立図書館)……………五

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・原子力環境監視センター)……………五
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………一〇
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一〇
- 公共測量の実施(二件・土木管理課)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部運転免許課)……………一一

教育委員会告示

○令和三年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項(二・高校教育課)……………一三

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(六二)……………一三
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(六三)……………一四
- 政治団体の解散の届出(六四)……………一四
- 資金管理団体の指定の届出(六五)……………一五
- 福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正(六六)……………一五

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年福井県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（建築物の定期報告）

第九条 省令第五条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、令和五年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の七月一日から十二月三十一日までとする。

（定期報告を要する建築物の指定）

第九条 法第十二条第一項の規定により知事が指定する建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物（法第十二条第一項の安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物を除く。）とする。

一 別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄の当該各項に掲げる用途に供する建築物

二 別表第一(は)欄に掲げる階を同表(い)欄の当該各項に掲げる用途の主階として供する建築物

三 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの

（建築設備等の定期報告）

2 省令第五条第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前六月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

（建築物の定期報告）

第十条 省令第五条第一項の規定による知事が定める報告の時期は、別表第一(い)欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、当該(は)欄に掲げる時期とする。

第十条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第十六条第一項に規定する建築物に設けるものうち、次に掲げる特定建築設備等（法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等を除く。）とする。

一 換気設備（法第二十八条第二項ただし書および第三項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）に限る。）

二 排煙設備（法第三十五条に規定する排煙設備（排煙機を設けるものに限る。）に限る。）

三 非常用の照明装置（法第三十五条に規定する非常用の照明装置に限る。）

2 省令第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 毎年、法第八十七条の四において準用する法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月の翌月の初日から末日まで（平成二十八年六月一日前に設置した小荷物専用昇降機については、初回の報告をした日の属する月の初日から末日まで）

二 令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備および前項各号に掲げる特定建築設備等 毎年七月一日から十二月三十一日まで（省令第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の七月一日から十二月三十一日まで）

3 省令第六条第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前六月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。  
（工作物の定期報告）

第十一条 省令第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年、法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月の翌月の初日から末日までとする。

2 省令第六条の二の二第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前六月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。  
（定期報告の書類の保存期間）

（定期報告の書類の保存期間）

第十二条 省令第六条の三第五項第二号に規定する期間は、省令第十一条の四第一項第三号に規定する定期調査報告概要書および同項第四号に規定する定期検査報告概要書を除き、法第十二条第一項または第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた日の属する年度の翌年度から起算して三年間とする。

2 省令第五条第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前三月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

（定期報告を要する特定建築設備等の指定）

第十一条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げる特定建築設備等（法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等を除く。）とする。

一 第九条各号に掲げる建築物に設けた換気設備（法第二十八条第二項ただし書および第三項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）に限る。）、排煙設備（法第三十五条に規定する排煙設備（排煙機を設けるものに限る。）に限る。）および非常用の照明装置（法第三十五条に規定する非常用の照明装置に限る。）

二 第九条各号に掲げる建築物に設けた防火設備で、随時閉鎖または作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）

（特定建築設備等および工作物の定期報告）

第十二条 省令第六条第一項および第六条の二の二第一項に規定する知事が定める時期は、次に掲げる特定建築設備等または工作物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 法第八十八条第一項に規定する昇降機等および令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 毎年、法第八十七条の四および第八十八条第一項において準

<p>用する法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する月の翌月の初日から末日まで</p> <p>二 前条各号に掲げる特定建築設備等(別表第一の一の項、三の項および四の項の(イ)欄に掲げる用途に供する建築物に設置されたものに限る。) 毎年四月一日から六月三十日まで(省令第六条第一項および第六条の二の二第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月一日から六月三十日まで)</p> <p>三 前条各号に掲げる特定建築設備等(前号に掲げる特定建築設備等を除く。)</p> <p>四 防火設備(前二号に掲げる特定建築設備等を除く。) 毎年、当該防火設備が存する建築物の法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する月の翌月の初日から末日まで</p> <p>2 省令第六条第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前一月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。</p> <p>(垂直積雪量)</p> <p>第二十四条 令第八十六条第三項の垂直積雪量(以下この条において「垂直積雪量」という。)は、別表第二に掲げる数値とする。ただし、実況の積雪量が垂直積雪量と著しく異なる区域については、実況の積雪量を垂直積雪量とすることができる。</p>	<p>用する法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する月の翌月の初日から末日まで</p> <p>二 前条各号に掲げる特定建築設備等(別表第一の一の項、三の項および四の項の(イ)欄に掲げる用途に供する建築物に設置されたものに限る。) 毎年四月一日から六月三十日まで(省令第六条第一項および第六条の二の二第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月一日から六月三十日まで)</p> <p>三 前条各号に掲げる特定建築設備等(前号に掲げる特定建築設備等を除く。)</p> <p>四 防火設備(前二号に掲げる特定建築設備等を除く。) 毎年、当該防火設備が存する建築物の法第七条第五項または法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する月の翌月の初日から末日まで</p> <p>2 省令第六条第三項に規定する書類は、当該書類を提出する日前一月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。</p> <p>(垂直積雪量)</p> <p>第二十四条 令第八十六条第三項の垂直積雪量(以下この条において「垂直積雪量」という。)は、別表第二に掲げる数値とする。ただし、実況の積雪量が垂直積雪量と著しく異なる区域については、実況の積雪量を垂直積雪量とすることができる。</p>
--	--

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条第五項または第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた建築物について、この規則の施行後初めて行う法第十二条第一項の規定による報告の時期は、改正後の第九条第一項の規定にかかわらず、令和五年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

# 告示

## 福井県告示350号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和2年9月24日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ギャル番外地2 またシメさせてもらいます	山本組 〈オーピー映画〉
映画	団地の色情 奥さんが帰る前に…	後藤組 〈新東宝映画〉
映画	若妻ナツ配信 見せたがり	佐藤周組 〈オーピー映画〉
映画	アウェイデイズ（原題）AWAYDAYS	スペースシヤワーネット ワーク（イギリス）

## 福井県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名	認可年月日
今立土地改良区	令和2年9月23日

## 福井県告示第352号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

3(5)中「平成30年3月23日農振第206号・土管第163号」を「令和2年3月24日農振第205号・土管第215号」に改める。

6(1)エに次のように加える。

(ウ) 持続可能な地域・社会づくり  
SDGsの取組の状況

15に次のように加える。

(6) 令和2年福井県告示第352号による改正後の規定は、令和2年度を基準年度とする資格審査から適用し、平成30年度を基準年度とする資格審査については、なお従前の例による。

## 福井県告示第353号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立図書館手数料徴収条例（昭和45年福井県条例第4号）に規定する複写手数料の徴収事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

- 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
株式会社オーイング  
代表取締役 水野成男  
大飯郡高浜町東三松9号9番地13
- 委託事務の内容  
福井県立図書館複写手数料の徴収事務
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法  
口頭による納入の通知による。

# 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項  
(1) 調達する業務の名称  
可搬型モニタリングボスの通信多重化（本体機器等更新）事業
- 業務の仕様等  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 納入期限  
令和3年3月22日(月)
- (4) 履行場所  
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以降に、元請(共同企業体の場合は当該共同企業体の代表者に限る。)として、国または都道府県発注の固定型モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの納入を適切に履行した実績を有している者であること。
- (5) 仕様書に定める機能および性能を満足する装置を納入できると認められる者であること。
- (6) 品質保証に関して、国際的な品質保証基準であるISO9001:2015「品質マネジメントシステム-要求事項」を基本とした品質保証マネジメントシステムを確立していること。
- (7) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者が在籍しており、資格者を工事実施者に配置できると認められる者であること。
- (8) 本業務の対象設備において障害が発生した場合、24時間対応で障害箇所へ3時間以内に到着し修復に着手できる体制を有していること。
- (9) この入札に係る調達業務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施  
この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用し行う。  
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付に関する事項および入札説明会
- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先  
〒914-0024  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター管理室  
電話 0770-25-6110
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービス公開する。
- (3) 入札説明会の開催日時および場所
- ア 開催日時  
令和2年10月16日(金) 10時
- イ 開催場所  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター 会議室
- 5 資格の確認に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、入札説明書に定めた様式)に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間  
令和2年10月6日(火) 9時から令和2年10月30日(金) 16時まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)

## (2) 申請等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。

なお、提出先は4(1)とする。

## (3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

## 6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間ならびに開札日時

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和2年11月16日(月) 8時30分から17時

令和2年11月17日(火) 8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和2年11月18日(水) 10時

(4) 開札場所

福井県原子力環境監視センター 会議室

## 7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。

イ アの届出を警察署に行ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠った場合、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Multiplexing communication device of the Fukui prefecture mobile monitoring posts (Renewal of All equipment)

(2) Date, time of bidding

10:00 am, November 18, 2020 (Time-limit for the submission of tenders 16:00 pm, November 17, 2020)

(3) Deadline for delivery

March 22, 2021  
 Contract point for the notice  
 Fukui Prefectural Environmental Radiation Research and Monitoring Center, 37-1  
 Yoshiko, Tsuruga city, Fukui prefecture, 914-0024, Japan  
 TEL 0770-25-6110  
 FAX 0770-21-0693

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称  
 気象観測装置更新事業
- (2) 業務の様態等  
 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限  
 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所  
 入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去20年間に同様の気象観測装置の整備または改修業務について、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として官公庁と請負契約し、納入した実績を有していると認められる者であること。
- (5) 発注仕様書に定める機能および性能を満足する装置を納入できると認められる者であること。

(6) 国際的な品質保証基準であるISO9001:2015「品質マネジメントシステム」を基本とした品質保証マネジメントシステムを確立し、本事業への適用を実施すると認められる者であること。

(7) 本事業の装置に障害が発生した場合、連絡を受けてから3時間以内に到着し修復に着手できる体制を有すると認められる者であること。

(8) この入札に係る調達物品について、その点検、修理、部品供給等のサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者  
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用し行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年10月6日（火）9時から令和2年10月30日（金）16時まで（土曜



日、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること（郵送の場合は簡易書留郵便とする。）。

ウ 提出先

〒914-0024

福井県敦賀市吉河37-1

福井県原子力環境監視センター管理室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所および契約条項を示す場所

入札説明書等は、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開するほか、下記の場所で交付する。

〒914-0024

福井県敦賀市吉河37-1

福井県原子力環境監視センター 管理室

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問

合せ先

〒914-0024

福井県敦賀市吉河37-1

福井県原子力環境監視センター 管理室

電話 0770-25-6110

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年11月16日(月) 8時30分から17時

令和2年11月17日(火) 8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和2年11月18日(水) 9時30分

(4) 開札場所

福井県敦賀市吉河37-1

福井県原子力環境監視センター

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。  
申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による

。 (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アの届出を警察署に行ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠った場合、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Renewal of the weather measuring detectors at 18 monitoring posts

(2) Date, time of bidding

9:30 am, November 18, 2020 (Time-limit for the submission of tenders 16:00 pm,

November 17, 2020)

(3) Period of contract

March 31, 2021

(4) Contract point for the notice

Fukui Prefectural Environmental Radiation Research and Monitoring Center, 37-1

Yoshiko, Tsuruga City, Fukui prefecture, 914-0024, Japan

TEL 0770-25-6110

FAX 0770-21-0693

武生白山土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年7月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	坂井 諭一	越前市千合谷町25-26
〃	稲葉 洋	越前市黒川町59-31
〃	田辺 勝繁	越前市菟蒲谷町12-45
〃	生田 健一	越前市黒川町35-8
〃	服部 秀一	越前市丸岡町75-6-5
〃	竹下 眞一	越前市安養寺町85-25
〃	西谷 啓	越前市小谷町9-25
〃	佐野 政夫	越前市小杉町9-12

〃	山腰 進	越前市丸岡町27-30
〃	嶋田 哲男	越前市中野町6-17
〃	恒本 錦一	越前市都辺町25-10-1
監事	堀江 照夫	越前市曾原町15-12-2
〃	恒本 明勇	越前市都辺町17-23
〃	重屋志啓盛	越前市菟蒲谷町10-9

武生白山土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年8月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	坂井 諭一	越前市千合谷町25-26
〃	稲葉 洋	越前市黒川町59-31
〃	田辺 勝繁	越前市菟蒲谷町12-45
〃	生田 健一	越前市黒川町35-8
〃	竹下 眞一	越前市安養寺町85-25
〃	佐野 政夫	越前市小杉町9-12
〃	嶋田 哲男	越前市中野町6-17
〃	恒本 錦一	越前市都辺町25-10-1
〃	小原 二郎	越前市米口町8-36
〃	中西 一治	越前市丸岡町11-18
〃	上出 修	越前市丸岡町49-5-2
監事	前田 利博	越前市堀町18-24
〃	恒本 明勇	越前市都辺町17-23
〃	堀江 敏満	越前市曾原町15-12-2

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年9月16日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年10月6日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称  
国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（数値図化 地図情報レベル500（道路台帳附図）、移動計測車両による  
レーザー計測（MMS））

- 3 作業の期間  
令和2年9月23日から令和3年2月26日まで
- 4 作業の地域  
（自）福井県敦賀市樋ノ水町地先  
（至）福井県三方上中郡若狭町地先

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の  
規定により、令和2年9月25日に福井県農林水産部県産材活用課より公共測量の実施に  
ついての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に  
より、次のとおり公示する。

- 令和2年10月6日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称  
福井県農林水産部県産材活用課
  - 2 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）
  - 3 作業の期間  
令和2年9月26日から令和3年3月19日まで
  - 4 作業の地域  
福井県勝山市、あわら市および坂井市

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特  
定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第  
4条の規定により、次のとおり公告する。

- 令和2年10月6日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 一般競争入札に付する事項  
（1）調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量  
IC免許証電子署名生成装置の購入および保守業務委託
  - （2）調達役務の内容  
「入札説明書」および「IC免許証電子署名生成装置の購入および保守業務仕様書  
」（以下「入札説明書等」という。）による。
  - （3）契約期間  
令和2年11月25日から令和5年12月31日まで
  - （4）装置の納入期限

令和2年12月31日  
保守サービス期間

- （5）令和3年1月1日から令和5年12月31日まで  
※ ハードウェアに関する保守については、令和3年1月1日から同年12月31  
日まで無償とする。  
ただし、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額につ  
いて、減額または削減があった場合には、この契約を解除する。

（6）納入場所  
福井県坂井市春江町針原58-10  
福井県警察本部運転免許課

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用  
を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」とい  
う。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日  
時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする  
。
- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
でないこと。
  - （2）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
  - （3）この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技  
術的能力および体制を有すると認められる者であること。
  - （4）この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービ  
ス及びメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応する  
ことができることと認められる者であること。
  - （5）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその  
支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力  
団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。  
以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ  
。）である者  
イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）また  
は暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害  
を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者  
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与  
するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している  
者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続きに支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒919-0476

福井県坂井市春江町針原58-10

福井県警察本部交通部運転免許課免許係

電話 0776-51-2820（内線）374

(2) 入札説明書等の交付期間

令和2年10月6日（火）から令和2年10月27日（火）の午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札参加資格確認申請書（様式3））に、必要と認められる書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）を添えて次のとおり提出し、契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和2年10月6日（火）午前8時30分から

令和2年10月27日（火）午後5時まで

(2) 申請書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する（ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。）。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者对本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成

12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）すること。

イ 提出先

〒919-0476

福井県坂井市春江町針原58-10

福井県警察本部交通部運転免許課免許係

(4) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙による申請者に對しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年11月16日（月）午前8時30分から午後5時まで  
令和2年11月17日（火）午前8時30分から午後4時まで

(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

ア 提出期限

令和2年11月17日（火）午後4時（この期限までに必ず到着させること。）

ア

(イ) 提出方法

簡易書留郵便による。

(ウ) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課用度係

電話 0776-22-2880（内線）2221

7 開札の日時および場所

- (1) 日時  
令和2年11月18日(水) 午後2時
- (2) 場所  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県警察本部4階入札室
- 8 入札の方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された総額金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定に関する事項  
この入札に係る調達業務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 その他
- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨  
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置  
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届け出を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記アの届け出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- (7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所  
ア 申請者の受付時期  
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲

げる日を除き、随時申請を受け付ける。

- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課総務第三グループ  
電話 0776-20-0253

#### 1.1 Summary

- (1) Name and quantity of product to be required  
IC Driver's license check code forming device
- (2) Delivery period  
December 31 2020 (set up is included.)
- (3) Delivery place  
58-10 Haruecho Haribara, Sakai-shi Driver's License Division, Traffic Department, Fukui Prefectural Police H.Q.
- (4) Date, time of bidding  
4:00, November, 18, 2020
- (5) Contact point for the notice  
Driver's License Division, Traffic Department, Fukui Prefectural Police H.Q. 58-10 Haruecho Haribara, Sakai-shi, Fukui prefecture, 919-0476 Japan.  
Tel 0776-51-2820

## 教育委員会公告

### 福井県教育委員会告示第12号

令和3年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項を別冊のとおり定める。

令和2年10月6日

福井県教育委員会

## 選挙管理委員会公告

### 福井県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名および公職の種類(第2号)
令和2年8月24日	のだ富久後援会	野田 富久	野田 絹枝	福井市春山1-9-31	衆議院議員	野田 富久 衆議院議員

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年8月25日	鯖江を元気にする会	酒井 活雄	山内 稔	鯖江市桜町2-9-30
令和2年8月28日	福井県改革協議会	川畑 孝治	山口 健太郎	福井市大手2-15-6
令和2年9月1日	福井県立憲推進協会	野田 哲生	三田村 輝士	福井市春山1-9-31

## 福井県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成30年6月1日	安立さとみ後援会	宝田 美津子	主たる事務所 所の所在地	越前市御幸町14-4	越前市御幸町14-18
令和2年8月26日	チームさばえ	佐々木 勝久	代表者	佐々木 勝久	戸川 隆
令和2年9月1日	佐々木勝久後援会	藤本 俊克	代表者 会計責任者	藤本 俊克 後藤 肇	佐々木 信行 佐々木 千里

## 福井県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年12月1日	田村勝則後援会	長嶋 純一
令和元年12月31日	西村きみ子後援会	堀田 重則
令和2年8月31日	自由民主党福井県小浜市・遠敷郡第二支部	中川 榮子
令和2年9月2日	福井西谷会	山本 隆治

福井県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和2年8月20日	野田 富久	衆議院議員	のだ富久後援会	福井市春山1-9-31

福井県選挙管理委員会告示第66号

平成31年4月7日執行の福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和元年福井県選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように訂正する。

令和2年10月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

山浦光一郎の選挙運動に関する収支報告書要旨（第1回報告分）の「3 報告書の要旨」の「収入」のうち

「橋本 征康」を	無	職	20,000円
「橋本 征康 自由民主党福井県支部連合会」を	無	職	20,000円
	無	職	200,000円

「今回計」を 3,040,000

「今回計」に 3,240,000

「総計」を 3,040,000

「総計」に 3,240,000

改め、山浦光一郎の選挙運動に関する収支報告書要旨（第2回報告分）の「3 報告書の要旨」の「収入」のうち

「前回計」を 3,040,000

「前回計」に 3,240,000

「総計」を 3,040,000

「総計」に 3,240,000

改める。

令和二年十月六日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県